

広島県告示第九百五号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項第一号の規定によって、次のとおり行政処分を行った。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 商号又は名称

正栄ファイナンス

二 氏名

山中 利憲

三 主たる営業所の所在地

広島市西区三篠一丁目一二番一二号

四 登録番号及び登録年月日

広島県知事（一）第〇二六三八号 平成十七年六月三日

五 行政処分の年月日

平成十九年九月三日

六 行政処分の内容

貸金業の登録の取消し